

秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月14日  
条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、管理者、監査委員をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(実施機関への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護条例の廃止)

2 秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護条例（平成25年条例第5号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の旧条例第12条又

は第11条第3項の規定によるその業務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第11条の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第25条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示(当該開示に係る旧条例第24条に規定する費用の負担を含む。)、訂正及び利用停止に対する措置については、なお従前の例による。

(秋田県町村電算システム共同事業組合情報公開条例の一部改正)

5 秋田県町村電算システム共同事業組合情報公開条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「秋田県町村電算システム共同事業組合個人情報保護条例(平成25年条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。